



熊本県公報

第 1 1 7 8 8 号
平成21年3月13日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○貸金業登録の取消し	(経営金融課) 1
○兼用工作物管理協定の締結	(河川課) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者支援総室) 2
○貸金業登録の取消し	(経営金融課) 2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 2
○熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨	(交通・くらし安全課) 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○道路の区域変更	(//) 3
○道路の区域変更	(//) 4
○道路の供用開始	(//) 4
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 5
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 37
○保安林の指定に関する予定	(//) 37
公 告	
○換地処分	(農村整備課) 38
○山鹿都市計画道路の変更(中町大宮通線他2路線)	(都市計画課) 38
○都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公告	(建築課) 38
○都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公告	(//) 38
登 載 依 頼	
○宇城地域保健医療推進協議会の開催	(医療政策総室) 38
○菊池地域保健医療推進協議会の開催	(//) 39
○熊本県労働審議会の開催	(労働雇用総室) 39
○熊本県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	(教育政策課) 40
○熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催	(健康危機管理課) 40
○熊本県職員等の定年等に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 40
○熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課) 40
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 41
○熊本県職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	(//) 41

告 示

熊本県告示第189号
貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の6第1項第1号の規定により次のとおり処分をしたので、同法第24条の6の8の規定により告示する。
平成21年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 被処分者

(1) 屋号	ダイレクトファイナンス
(2) 氏名	緒方 睦士
(3) 主たる営業所等の所在地	宇土市松山町1928-1テニスハイツ松山1F
(4) 登録番号	熊本県知事(2)第02265号
(5) 登録年月日	平成18年5月8日
- 2 処分の年月日
平成21年3月3日
- 3 処分の内容
貸金業登録の取消し
- 4 適用条文
貸金業法第24条の6の6第1項第1号

番 1
 2 指定の目的 水源のかん養
 3 指定 施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字池ノ尾2901番1 (次の図に示す部分に限る。)
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第194号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第5条第1項の規定により少年に優良な興行として平成21年3月4日次のように推奨したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	推 奨 理 由
推奨映画	映画ドラえもん 新・のび太の宇宙開拓史（東宝）	少年を健全に育成するうえに有益である。

熊本県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年3月13日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本浜線	熊本市良町四丁目 443番3地先から 同所 428番1地先まで	前	7.1 ～ 7.2	39.2	道路法 第24 条工事
			後	9.1 ～ 9.2		

2 区域を変更する期日 平成21年3月13日

熊本県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年3月13日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字大瀬字御用 瀧 1112番1地先から 同村大字大瀬字黒那子 2534番6地先まで	前	12.5 ～ 55.0	2,059.7	地域連 携国道
			後	12.5 ～		

				55.0 12.5 ～ 13.0	1,115.0	
主要地方道	熊本大津線	合志市豊岡字八丁杉 2502番16地先から 同所 2502番91地先まで	前	9.6 ～ 9.8	5.7	緊道整 B
			後	13.6 ～ 13.8	5.7	

2 区域を変更する期日 平成21年3月13日

熊本県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年3月13日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡芦北町大字女島字天口 456番15地先から 同町大字女島字勝浦 633番地先まで	前	11.0 ～ 67.5	479.9	旧道移 管
				8.0 ～ 44.8	2,350.0	
		後	11.0 ～ 67.5	479.9		
		葦北郡芦北町大字女島字大丸 422番地先から 同町大字女島字大星 408番1、421番1 合併地先まで	前	8.0 ～ 45.0	137.7	
後	8.0 ～ 38.0		137.7			
一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町大字高岡 347番3地先から 同所 201番2地先まで	前	11.0 ～ 23.0	154.0	
				4.0 ～ 15.0	110.0	
			後	11.0 ～ 23.0	154.0	

2 区域を変更する期日 平成21年3月13日

熊本県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年3月13日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	戸島熊本線	熊本市月出五丁目 4 8 5 番地先から 同所 4 9 0 番地先まで	25.0	緊道整 B
		熊本市小峯二丁目 7 5 番地先から 同所 2 5 2 7 番 1 2 地先まで	50.0	

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 3 月 1 3 日

熊本県告示第 1 9 9 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 3 2 条第 1 項の規定により指定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 1 年 3 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
地域生活支援センター ぎんなん 熊本市新町 1 丁目 7 - 2 2	社会福祉法人 熊本市手をつなぐ育成会 熊本市花畑町 3 番 1 号熊本市役所花畑町別館内 川村 隼秋	平成 2 1 年 4 月 1 日	4330100720	相談支援

熊本県告示第 2 0 0 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成 2 1 年 3 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小塚川（2 0 1 - 3 - 0 0 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市貫町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
万楽寺谷 2（2 0 1 - 3 - 0 0 2）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市万楽寺町
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
松ヶ迫-1 (201-1-001-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市改寄町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
松ヶ迫-2 (201-1-001-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市改寄町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山下 (201-1-002)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北迫町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
筒井-1 (201-1-003-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北迫町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
筒井-2 (201-1-003-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北迫町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
尾ノ上 (201-1-004)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市楠野町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
又丸屋敷 (201-1-005)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市楠野町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小堂 (201-1-006)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市楠野町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
居屋敷 (201-1-007)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市楠野町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
柳浦・下畑-1 (201-1-008-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市楠野町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

- 関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
柳浦・下畑一2（201-1-008-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市楠野町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
外井川1（201-1-009）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西梶尾町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
外井川2（201-1-010）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西梶尾町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大浦屋敷（201-1-011）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西梶尾町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
谷山（201-1-012）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市梶尾町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古屋敷（201-1-013）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市梶尾町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中村屋敷（201-1-019）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市硯川町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
北原（201-1-025）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市四方寄町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
城ヶ辻-1（201-1-026-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市四方寄町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
城ヶ辻-2（201-1-026-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市四方寄町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山ノ上（201-1-027）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市四方寄町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東屋敷-1（201-1-028-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市下硯川町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東屋敷-2（201-1-028-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市下硯川町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
登立（201-1-029）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市下硯川町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
前田・出口-1（201-1-030-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市鶴羽田町、梶尾町

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
前田・出口ー2（201-1-030-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市鶴羽田町、梶尾町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
前田・出口ー3（201-1-030-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市鶴羽田町、梶尾町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
宇土ー1（201-1-031-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市鶴羽田町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
宇土ー2（201-1-031-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市鶴羽田町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
柳迫（201-1-032）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市四方寄町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
近津（2）-1（201-1-127-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市松尾町近津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
近津（2）-2（201-1-127-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市松尾町近津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
近津（2）-3（201-1-127-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市松尾町近津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
島崎5丁目1（201-1-129）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市島崎5丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）

- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
島崎5丁目2（201-1-130）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市島崎5丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
宮の本（201-1-132）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市谷尾崎町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
迎平-1（201-1-161-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市谷尾崎町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
迎平-2（201-1-161-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市谷尾崎町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
立石（201-2-001）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市改寄町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西久保1 (201-2-002)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市改寄町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西久保2 (201-2-003)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市改寄町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
前田 (201-2-004)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市改寄町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
向原 (201-2-005)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市小糸山町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
浦田 (201-2-006)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市小糸山町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

- 関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松尾原（201-2-007）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市改寄町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
井上（201-2-008）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市改寄町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
井出元（201-2-009）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市改寄町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
前畑（201-2-010）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市改寄町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
水吐（201-2-011）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市改寄町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中野（201-2-012）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市改寄町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山下（201-2-013）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北迫町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大浦屋敷（201-2-014）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西梶尾町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
杉尾屋敷-1（201-2-015-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西梶尾町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
杉尾屋敷-2（201-2-015-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西梶尾町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
井川迫（201-2-016）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市大鳥居町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
荊平、北原（201-2-017）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市大鳥居町、梶尾町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
陣内屋敷（201-2-018）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市梶尾町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本村屋敷（201-2-019）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市梶尾町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古屋敷（201-2-020）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市梶尾町

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古閑原（201-2-021）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市梶尾町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
前田（201-2-022）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市梶尾町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小原（201-2-026）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市立福寺町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中村屋敷（201-2-029）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市硯川町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本村屋敷（201-2-030）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市硯川町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (67) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
北原（201-2-032）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市四方寄町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (68) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
長峰屋敷（201-2-033）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市四方寄町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (69) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上古閑（201-2-034）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市四方寄町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (70) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
葉山（201-2-035）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市四方寄町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）

- (71) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西六反割 (201-2-036)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市四方寄町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。)
- (72) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
権現谷2 (201-2-037)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市飛田2丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。)
- (73) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鳥越、尾迫 (201-2-038)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市飛田1、2丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。)
- (74) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
北平 (201-2-039)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市鶴羽田町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。)
- (75) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
八反田-1 (201-2-042-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市貢町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (76) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 八反田-2 (201-2-042-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市貢町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (77) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 石場 (201-2-079)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市谷尾崎町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (78) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 堀切 (201-2-080)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市谷尾崎町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (79) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 木戸田-1 (201-2-092-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市小糸山町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (80) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 木戸田-2 (201-2-092-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市小糸山町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

- 関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (81) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古閑屋敷（201-2-095）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市楠野町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (82) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
蛇の尾（201-2-099）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市谷尾崎町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 芦北町
- (1) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
計石川（482-1-059）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町計石
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
惣崎川（482-1-060）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町計石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
惣崎川（482-1-061）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町計石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 中平川 (482-1-062)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 芦北町計石
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 日足川 (482-1-063)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町計石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 千崎川 (482-1-067)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 芦北町道川内
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 本村川 (482-1-068)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町道川内
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 峰崎川 (482-1-074)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 芦北町花岡
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 古東泉寺川 (482-1-075)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町花岡
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
 花北川（482-1-076）
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 芦北町花岡
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
 宮前川（482-1-077）
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 芦北町花岡
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 湯治川（482-1-106）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町花岡
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
 花園東川2-1（482-1-107-1）
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 芦北町花岡
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 花園東川2-2（482-1-107-2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町花岡
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 花園東川3（482-1-108）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 芦北町花岡
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
五本松川（482-1-109）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町花岡
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
下五本松川（482-1-110）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町花岡
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
伊徳庵川（482-1-111）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町花岡
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
谷川（482-1-112）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町花岡
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
谷丁川（482-1-113）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町花岡
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
杉谷川（482-1-115）
イ 土砂災害警戒区域の所在地

- ウ 芦北町花岡
土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
差口川 (482-2-037)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町計石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
井樋川 (482-2-068)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町花岡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
川原川 (482-2-070)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町花岡
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鶴木山川-1 (482-1-053-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町鶴木山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
鶴木山川-2 (482-1-053-2)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町鶴木山
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木

- 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
本村川 (482-1-054)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町鶴木山
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
村木川 (482-1-055)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町鶴木山
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (29) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
坪木川 (482-1-056)
 - イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町鶴木山
 - ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (30) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
小浦川 (482-1-057)
 - イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町鶴木山
 - ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小浦川 (482-1-058)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町鶴木山
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中平川-1 (482-1-064-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町白岩
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中平川-2（482-1-064-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町白岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大丸川（482-1-066）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町白岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
道川内川1（482-1-069）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町道川内
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
道川内川2（482-1-070）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町乙千屋
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (37) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
越地川-1（482-1-072-1）
イ 土砂災害警戒区域の所在地

- ウ 芦北町乙千屋
土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
越地川-2 (482-1-072-2)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町乙千屋
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下宮浦川3 (482-1-079)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町宮浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上宮浦川 (482-1-080)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町宮浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
宮浦川1 (482-1-082)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町伏木氏
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
宮浦川2 (482-1-083)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町伏木氏
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
宮浦川3 (482-1-084)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地

- ウ 芦北町伏木氏
土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
宮浦川4 (482-1-085)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町伏木氏
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
兼丸川-1 (482-1-086-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町八幡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
兼丸川-2 (482-1-086-2)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町八幡
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
桑原川 (482-1-088)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町桑原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川内川 (482-1-089)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町桑原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木

- 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
管無田川 (482-1-090)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町桑原
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
牛淵川 (482-1-105)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町田川
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
飽草川 (482-2-039)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町乙千屋
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大丸川 (482-2-041)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町宮浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下赤江川 (482-2-057)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町田川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
松原川-1 (482-2-058-1)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町田川
ウ 土砂災害警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松原川－2（482－2－058－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町田川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下赤江川（482－2－059）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町田川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (57) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
田川川（482－2－060）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
芦北町田川
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松原川（482－2－066）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町田川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
見附川（482－2－067）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町八幡
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (60) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 花岡東川1 (482-2-069)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
 芦北町花岡
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 飽草川2 (482-3-001)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町乙千屋
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 多良木町

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 下槻木 (505-2-019)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 多良木町槻木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 鶴の才2 (505-2-020)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 多良木町槻木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 平谷3 (505-2-021)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 多良木町槻木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
平谷2 (505-2-022)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
多良木町槻木
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
平谷1 (505-2-023)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
多良木町槻木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
永谷1 (505-2-024)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
多良木町槻木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
永谷2 (505-2-025)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
多良木町槻木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
横尾 (505-2-026)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
多良木町槻木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
湯ノ田 (505-2-027)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
多良木町槻木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
湯ノ原2 (505-2-028)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
多良木町槻木
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
湯ノ原1 (505-2-029)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
多良木町槻木
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
本園 (505-2-030)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
多良木町槻木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
フドノ藪 (505-2-031)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
多良木町槻木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
御大師3 (505-2-032)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
多良木町槻木
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (15) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下槻木（505-2-033）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
多良木町槻木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
御大師3（505-2-034）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
多良木町槻木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下槻木（505-2-035）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
多良木町槻木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
御大師2（505-2-036）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
多良木町槻木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
御大師1（505-2-037）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
多良木町槻木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 - 鶴の才3（505-1001）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 多良木町槻木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
 - 鶴の才4（505-1002）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
 - 多良木町槻木
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第201号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成21年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字尾下字谷向627番、631番、632番、638番
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第202号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成21年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野字吉岡2514番4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告**熊本県公告第116号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定に基づき、本渡土地改良区理事長塩田實治から中岳地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成21年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
山鹿都市計画道路 3・5・7号 中町大宮通線
山鹿都市計画道路 3・6・8号 西中町泉町線
山鹿都市計画道路 3・6・9号 日吉町線
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市増永字中牟田1722番1及び同1723番1、626.57平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町吹田1190番11
三木 得願

熊本県公告第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市下井手字三尾野1044番16の一部、同1044番17、同1106番1の一部、同1106番3、同1112番1、同1112番3、同1112番4、同1112番5の一部、同1114番、同1115番の一部、同1117番1、同1117番2、同1119番、同1120番、同1121番1、同1121番2、同1122番1、同1122番2、同1133番1、同1133番2、同1134番1、同1134番2、同1134番3及び同1136番8、485.24平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市一部911番地2
美尾野開発株式会社

登 載 依 頼**宇城地域保健医療推進協議会公告第1号**

宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成21年3月13日

宇城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成21年3月18日（水） 午後2時から4時まで
- 2 場所
松橋ホワイトパレス 3階クリスタルホール（宇城市松橋町松橋1330-1）
- 3 議題
(1) 第5次宇城地域保健医療計画の変更について
(2) 第5次宇城地域保健医療計画の評価について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
宇城市松橋町久具400-1
宇城地域保健医療推進協議会事務局（宇城保健所総務企画課）
（電話0964-32-2416）

菊池地域保健医療推進協議会公告第1号

平成20年度菊池地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。
なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおり。
平成21年3月13日

菊池地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成21年3月19日（木）
午後3時30分から午後5時30分まで
- 2 開催場所
菊池市限府1272-10
熊本県菊池地域振興局 別館2階大会議室
- 3 議題
(1) 第5次菊池地域保健医療計画の推進状況について
(2) 救急医療専門部会報告について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、菊池地域保健医療推進協議会事務局の許可を得たうえで、入室できる。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
菊池市限府1272-10
菊池地域保健医療推進協議会事務局
（熊本県菊池保健所総務企画課）
（電話0968-25-4156）

熊本県労働審議会公告第3号

熊本県労働審議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成21年3月13日

熊本県労働審議会 会長 山下 勉

- 1 開催日時
平成21年3月25日（水）
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 第9次熊本県職業能力開発計画及び第4期熊本県労働行政プランの策定に向けた平成21年度以降のスケジュール（案）について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、

会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県労働審議会事務局（熊本県商工観光労働部労働雇用総室労働企画班）
（電話096-333-2338）

熊本県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月13日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛 敏

熊本県教育委員会規則第5号

熊本県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
熊本県教育委員会公告式規則（昭和31年熊本県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中、「その他公表を要するもの」を「その他公表を要するもの（熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成20年熊本県教育委員会規則第5号）第2条第1項各号に規定する事務に限る）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第6号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成21年3月13日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 古瀬 昭 夫

1 開催日時

平成21年3月18日（水）
午後7時から午後9時まで

2 開催場所

熊本市東町四丁目11番1号
熊本県健康センター 3階会議室

3 議題

平成21年2月分の感染症発生動向調査の解析評価について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話096-333-2240）

熊本県職員等の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月13日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第3号

熊本県職員等の定年等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の定年等に関する規則（昭和60年熊本県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から第4号様式までの「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公安委員会規則第2号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月13日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏 人

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
熊本県警察の組織に関する規則（平成6年熊本県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 中 「 8 課 1 室 」 を 「 9 課 」 に 、 「 留 置 管 理 室 」 を 「 留 置 管 理 課 」 に 改 め る 。
 第 9 条 の 2 (見 出 し を 含 む 。) 中 「 留 置 管 理 室 」 を 「 留 置 管 理 課 」 に 改 め る 。
 第 1 0 条 中 「 4 課 1 室 」 を 「 5 課 」 に 、 「 通 信 指 令 室 」 を 「 通 信 指 令 課 」 に 改 め る 。
 第 1 4 条 の 2 (見 出 し を 含 む 。) 中 「 通 信 指 令 室 」 を 「 通 信 指 令 課 」 に 改 め る 。
 第 1 5 条 の 2 中 第 5 号 を 削 り 、 第 6 号 を 第 5 号 と し 、 第 7 号 を 第 6 号 と す る 。
 第 1 8 条 に 次 の 1 号 を 加 え る 。
 (11) 通 訳 及 び 翻 訳 に 関 す る こ と 。
 第 3 0 条 中 「 2 課 1 室 1 隊 」 を 「 3 課 1 隊 」 に 、 「 国 際 テ ロ ・ 外 事 対 策 室 」 を 「 外 事 課 」 に 改 め る 。
 第 3 1 条 第 2 号 及 び 第 3 号 中 「 国 際 テ ロ ・ 外 事 対 策 室 」 を 「 外 事 課 」 に 改 め る 。
 第 3 2 条 の 2 (見 出 し を 含 む 。) 中 「 国 際 テ ロ ・ 外 事 対 策 室 」 を 「 外 事 課 」 に 改 め る 。
 第 3 7 条 第 1 項 中 「 、 留 置 管 理 室 、 通 信 指 令 室 及 び 国 際 テ ロ ・ 外 事 対 策 室 に 室 長 を 」 を 削 り 、 同 条 第 2 項 中 「 、 室 長 」 及 び 「 、 室 」 を 削 る 。
 第 4 1 条 第 1 項 中 「 、 留 置 管 理 室 、 通 信 指 令 室 、 国 際 テ ロ ・ 外 事 対 策 室 」 を 削 る 。

附 則
 (施 行 期 日)
 1 こ の 規 則 は 、 平 成 2 1 年 3 月 2 7 日 か ら 施 行 す る 。
 (熊 本 県 公 安 委 員 会 公 印 規 則 の 一 部 改 正)
 2 熊 本 県 公 安 委 員 会 公 印 規 則 (平 成 1 3 年 熊 本 県 公 安 委 員 会 規 則 第 1 3 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。
 第 3 条 第 3 項 中 「 、 副 室 長 」 を 削 る 。
 (熊 本 県 留 置 施 設 視 察 委 員 会 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正)
 3 熊 本 県 留 置 施 設 視 察 委 員 会 に 関 す る 規 則 (平 成 1 9 年 熊 本 県 公 安 委 員 会 規 則 第 8 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。
 第 3 条 第 2 項 中 「 熊 本 県 警 察 本 部 留 置 管 理 室 長 」 を 「 熊 本 県 警 察 本 部 留 置 管 理 課 長 」 に 改 め る 。
 第 4 条 第 2 項 中 「 熊 本 県 警 察 本 部 留 置 管 理 室 」 を 「 熊 本 県 警 察 本 部 留 置 管 理 課 」 に 改 め る 。
 (熊 本 県 警 察 国 有 物 品 管 理 規 則 の 一 部 改 正)
 4 熊 本 県 警 察 国 有 物 品 管 理 規 則 (昭 和 3 9 年 熊 本 県 公 安 委 員 会 規 則 第 3 2 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。
 第 4 条 第 1 項 中 「 、 留 置 管 理 室 、 通 信 指 令 室 、 国 際 テ ロ ・ 外 事 対 策 室 」 を 削 り 、 同 条 第 2 項 中 「 、 留 置 管 理 室 、 通 信 指 令 室 、 国 際 テ ロ ・ 外 事 対 策 室 に お い て は 室 長 」 を 削 る 。

熊 本 県 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。
 平 成 2 1 年 3 月 1 3 日

熊 本 県 人 事 委 員 会 委 員 長 清 塘 英 之

熊 本 県 人 事 委 員 会 規 則 第 1 号
 熊 本 県 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則
 熊 本 県 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 す る 規 則 (平 成 7 年 熊 本 県 人 事 委 員 会 規 則 第 2 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。
 第 6 条 第 2 号 を 削 り 、 同 条 第 3 号 中 「 県 立 学 校 管 理 規 則 」 を 「 熊 本 県 立 学 校 管 理 規 則 (昭 和 3 2 年 熊 本 県 教 育 委 員 会 規 則 第 6 号 以 下 「 県 立 学 校 管 理 規 則 」 と い う 。) 」 に 、 「 及 び 」 を 「 又 は 」 に 改 め 、 同 号 を 同 条 第 2 号 と し 、 同 条 第 4 号 中 「 勤 務 」 を 「 当 直 勤 務 」 に 改 め 、 同 号 を 同 条 第 3 号 と し 、 第 5 号 を 第 4 号 と し 、 第 4 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。
 (5) 福 祉 総 合 相 談 所 又 は 清 水 が 丘 学 園 に お け る 入 所 者 の 生 活 指 導 等 の た め の 当 直 勤 務
 第 7 条 の 2 中 「 第 6 条 第 1 項 第 3 号 」 を 「 第 6 条 第 1 項 第 2 号 」 に 改 め る 。
 第 1 2 条 の 3 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。
 第 1 2 条 の 4 病 気 休 暇 は 、 必 要 に 応 じ て 1 日 又 は 1 時 間 を 単 位 と し て 取 り 扱 う も の と す る 。 た だ し 、 職 員 が 精 神 性 疾 患 に よ る 休 職 か ら 復 職 す る に 当 たり 勤 務 を 軽 減 す る 必 要 が あ る と 任 命 権 者 が 認 め る 場 合 に お い て は 、 1 日 に 割 り 振 ら れ た 勤 務 時 間 の 2 分 の 1 を 超 え ない 範 囲 内 で 、 1 時 間 を 単 位 と し て 取 り 扱 う も の と す る 。
 第 1 3 条 の 表 1 3 の 項 中 「 1 月 以 内 」 を 「 4 0 日 以 内 」 に 改 め 、 同 表 1 5 の 項 中 「 複 数 」 を 「 2 人 」 に 改 め 、 「 6 日 」 の 次 に 「 、 3 人 以 上 いる 場 合 に あ っ て は 7 日 」 を 加 え る 。

附 則
 こ の 規 則 は 、 平 成 2 1 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

熊 本 県 職 員 の 宿 日 直 手 当 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。
 平 成 2 1 年 3 月 1 3 日

熊 本 県 人 事 委 員 会 委 員 長 清 塘 英 之

熊 本 県 人 事 委 員 会 規 則 第 2 号
 熊 本 県 職 員 の 宿 日 直 手 当 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則
 熊 本 県 職 員 の 宿 日 直 手 当 に 関 す る 規 則 (昭 和 2 8 年 熊 本 県 人 事 委 員 会 規 則 第 2 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。
 第 3 条 第 1 項 第 1 号 中 「 及 び 同 項 第 2 号 の 勤 務 」 を 削 り 、 同 項 第 2 号 中 「 第 6 条 第 1 項

第 3 号の勤務、同項第 4 号の勤務及び同項第 5 号の勤務（次号に規定する勤務を除く。）」を「第 6 条第 1 項第 2 号の勤務、同項第 3 号の勤務、同項第 4 号の勤務（次号に規定する勤務を除く。）及び同項第 5 号の勤務」に改め、同項第 3 号中「第 6 条第 1 項第 5 号」を「第 6 条第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。